

平成18年第3回士別市議会定例会会議録(第4号)

平成18年9月14日(木曜日)

午前10時00分開議

午前11時45分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 議案第97号 市立士別総合病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 2 認定第 1号 平成17年度士別市水道事業会計決算認定について

日程第 3 認定第 2号 平成17年度市立士別総合病院事業会計決算認定について

日程第 4 意見書案14号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書について

意見書案15号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書について

意見書案16号 生活必需品である灯油価格を抑え、安定供給することを求める意見書について

意見書案17号 各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意見書について

意見書案18号 グレーゾーン金利を禁止し、サラ金高金利の規制を求める意見書について

意見書案19号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書について

意見書案20号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書について

意見書案21号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書について

日程第 5 調査第 3号 総務文教常任委員会の行政調査について

日程第 6 調査第 4号 民生福祉常任委員会の行政調査について

日程第 7 調査第 5号 経済建設常任委員会の行政調査について

日程第 8 議案第98号 議員の派遣について

日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10 議案第99号 士別市教育委員会委員の任命について

閉会宣告

出席議員(21名)

副議長 1番 山居 忠 彰 君

2番 北 口 雄 幸 君

3番 伊 藤 隆 雄 君

4番 井 上 久 嗣 君

5番	丹 正 臣 君	6番	粥 川 章 君
7番	小 池 浩 美 君	8番	柿 崎 由美子 君
10番	足 利 光 治 君	11番	遠 山 昭 二 君
12番	岡 崎 治 夫 君	13番	谷 口 隆 德 君
14番	山 田 道 行 君	15番	田 宮 正 秋 君
16番	斉 藤 昇 君	17番	池 田 亨 君
18番	牧 野 勇 司 君	19番	菅 原 清一郎 君
20番	中 村 稔 君	21番	神 田 壽 昭 君
議 長 22番	岡 田 久 俊 君		
欠席議員(1名)			
9番	平 野 洋 一 君		

出席説明員

市 長	田 苺子 進 君	助 役	相 山 慎 二 君
助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登志男 君	保健福祉部長	杉 本 正 人 君
経 済 部 長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 惠 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙 課 長	石 川 誠 君
財 政 課 長	三 好 信 之 君		
市立土別総合 病院事務局 長	藤 森 和 明 君		
教 育 委 員 会 長	佐々木 正 雄 君	教 育 委 員 会 長	朝 日 保 君
教 育 委 員 会 長	佐々木 文 和 君		
農 業 委 員 会 長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 長	石 川 通 広 君
監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 会 長	横 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事

辻 本 幸 慈 君
近 藤 康 弘 君
岩 端 聖 子 君

議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事

藤 田 功 君
浅 利 知 充 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は21名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。9番 平野洋一議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第97号 市立土別総合病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第99号 土別市教育委員会委員の任命について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第14号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書について

意見書案第15号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書について

意見書案第16号 生活必需品である灯油価格を抑え、安定供給することを求める意見書について

意見書案第17号 各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意見書について

意見書案第18号 グレーゾーン金利を禁止し、サラ金高金利の規制を求める意見書について

意見書案第19号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書について

意見書案第20号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書について

意見書案第21号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書について

調査第3号 総務文教常任委員会の行政調査について

調査第4号 民生福祉常任委員会の行政調査について

調査第5号 経済建設常任委員会の行政調査について

議案第98号 議員の派遣について

3. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 上川町村会議長会宗谷線部会

イ. 開催日 平成18年9月8日

- ロ．開催地 下川町
八．出席者 岡田議長
二．会議概要 上川支庁参事による市町村合併推進構想説明の後、部会協議事項を協議し、上川支庁産業振興部農務課長の講演「最近の農業情勢について」を聴取して会議を終了した。

以上報告する。

平成18年9月14日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第97号 市立士別総合病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第97号 市立士別総合病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、健康保険法等の一部改正により、療養病床に入院する高齢者の食費及び居住費の負担が見直され、新たに入院時生活療養費が創設されましたことに加え、特定療養費制度の廃止に合わせて保険外併用療養費が創設されることから、診療費等の額を定める根拠規定についての所要の改正をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、認定第1号 平成17年度士別市水道事業会計決算認定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） ただいま議題となりました認定第1号 平成17年度士別市水道事業会計決算認定について、その概要を御説明申し上げます。

平成17年度における水道事業につきましては、合併に伴いまして平成17年9月から平成18年

3月までの7カ月の決算であります。

まず、事業の概要についてであります。配水施設において水量、水圧の安定確保を図るため、延べ1,401メートルの配水管新設及び布設がえを実施したところであります。

次に、給水状況であります。家事用で73万5,000立方メートル、家事用以外などで37万3,000立方メートル、全体では110万8,000立方メートルの給水量となり、これに4月から8月までの給水量を加えた平成17年度の合計数値で前年度と比較をいたしますと、1万5,000立方メートルの減、率にして0.8%の減となったところであります。

次に、財政状況について申し上げます。まず収益的収支についてであります。消費税抜きで申し上げますと、収入では営業収益が1億8,120万7,000円で、このうち水道料金は1億7,947万1,000円となり、また営業外収益は1,684万4,000円で、特別利益を加えた収入合計といたしましては1億9,806万1,000円となった次第であります。支出につきましては、営業費用が1億8,054万1,000円、営業外費用が3,932万円で、特別損失を加えた支出合計といたしましては2億2,020万2,000円となり、この結果、2,214万1,000円の純損失が生じたため、当年度未処分利益剰余金は4,921万8,000円となったところであります。

次に、資本的収支について申し上げます。収入は配水施設整備に伴います企業債7,810万円のほか工事負担金3,145万4,000円など、合わせて1億1,889万8,000円となったところであります。

一方、支出であります。建設改良費としましては、浄水場改良費などの費用で4,038万2,000円、配水施設改良費で3,112万7,000円となり、企業債償還金6,299万1,000円を合わせ、支出合計といたしましては1億3,450万円となりました。

この結果、1,560万2,000円の資本的収支不足額が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって補てんをいたした次第であります。

以上、概要を申し上げます。今後ともなお一層の企業努力を行って、安定した給水サービスと健全経営の確保に努める所存であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 不納欠損の問題でちょっと質問したいと思いますけれども、15年10月に最高裁判所の判決が出て、不納欠損の処理は地方自治法では5年とされているんだけど、この裁判所の決定は2年に解釈が変更になった判決が出たと。17年度から不納欠損の処理を2年のこの時効に合わせたというふうになってございます。そして、それをしたものだから、不納欠損処理は前年度よりも100万ほどふえて不納欠損の処理がされたことになってございます。

病院の方も企業会計で、これは3年というふうになっているようでございますけれども、この判決の中身ですよね、わかっていれば、もうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

議長（岡田久俊君） 黒澤上下水道課主幹。

上下水道課主幹（黒澤宣明君） お答えいたします。

平成15年10月10日の最高裁の判決ということでございまして、水道料金が、これまで地方自治法による使用料の解釈ということでございましたけれども、最高裁の判例によりますと、水道の供給規定は私法上の契約ということで、これはなぜかと言いますと、供給される水道水が生産者が売却する商品ということに含まれる。したがってその水道料金につきましては水道水という商品を販売した代金であるので、いわゆる民法の適用がされると、こういう判断でございまして。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） そうすると、滞納者に対してですよ、今までは時効になるまでは5年のスパンがあったわけだから、分割納入でありますとか、さまざまな収納の努力が、5年間の時効があったわけだからされたけれども、今度は2年というふうになりますとね、2年我慢していればそれはもう時効成立すると、そんなことを思う人はそれほどいないと思うけれども、それだけ迅速な滞納に対する取り組みですね、それが要求されると思うんだけれども、この点はいかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 佐々木上下水道課長。

上下水道課長（佐々木辰彦君） お答えいたします。

滞納の関係につきましてはこれまでも努力をしましりましたけれども、今後についても更にですね、早期回収に向けて対応していきたいというふうに思います。その中には納期内の納入を促進をするということで、期限後は2年以内ということになりますので、未収金の回収に努めていきたい。具体的には新規使用者に対しましてですね、使用申し込み時の口座振替に納入を促すというようなこと、あるいは自主納付者に対しても口座振替に移行していただきたいというようなこと、収納取り扱い金融機関窓口の拡大、これは実際に拡大はしておりますけれども、更にその徴収手続の迅速化ということに関しましては、これまで滞納者との間で決めてきました納入のための資金準備や約束履行のための期間を半月程度短縮するような形で、迅速かつ効果的な納入催告を行っていきたい。

また、よりこまめにですね、納入の相談を受けたり、ケースによっては、今言われたように分割納入による誓約書をとるなど、時効完成債権を出さないように努めていきたい。

特に長期化の可能性のある滞納につきましてはですね、必ず訪問をしてですね、生活実態などを把握する中でですね、料金の納入に協力をさせていただくというようなことで、最低でも当月分以上の納入を協力しながら今後もこういうふうに努力をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 特にその生活困窮世帯が一番多いように思うんだけれども、水道料金についても、生活困窮世帯何かにはやっぱり減免の制度がこうあるわけですね。で、生活困窮世

帯で払えないからということで不納欠損で落としていく。そういう皆さん方が生活困窮だというふうに判断して報告していれば、あれですね、今度のやつの中でも、不納欠損で落とした中では240件ほどが生活困窮世帯だと、こう言っているわけですね。

そうであれば、そういう減免の制度もあるよというようなことも含めて、そういう徴収の折にそういうことがなされていないのかどうか。この減免についての考え方と、滞納されている家庭への取り組み、これはどういうふうになされているんでしょう。

議長（岡田久俊君） 黒澤主幹。

上下水道課主幹（黒澤宣明君） お答えいたします。

まず、減免の関係でございますけれども、平成17年度の状況で申し上げますと、生活困窮の状況でありますけれども、いわゆる生活保護受給世帯に対する軽減につきましては118件、それから低所得世帯ということで生活保護基準の最低生活費の1.2倍という基準を設けてございますけれども、その基準以下の収入の世帯でございますが、この世帯につきましては22件ということで、いわゆるその生活困窮者という方に対する軽減につきましては、140件ほどということになってございます。

それで、軽減につきましては基本的には申請主義というようなことになってございまして、こちらの方から特にですね、軽減のPRという部分につきましては年1～2回、広報しべつあるいはインターネット、ホームページ等を通じてPRをしてございますし、更には検針票の裏の方に軽減の制度がありますよということで周知をさせていただいているところでございます。以上です。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） そうすると、2年たつと、これはもう斉藤昇なら斉藤昇は2年滞納している、それで3年目のやつからはもう全部すぱっ、すぱっと消えていくということになるんですね。

議長（岡田久俊君） 黒澤主幹。

上下水道課主幹（黒澤宣明君） その2年経過して不納欠損でですね、会計上、落とすことになりますけれども、その会計上、落としたものにつきましては、基本的に債権放棄しなければ債権は消えないと、そういうようなことになってございますので、特に使用者側からこの料金については支払えませんというようなこと、これはそういう主張をすること、するというのは時効の援用ということになりますけれども、そういう権利を行使されますと、債権は回収できないという法律になっております。

ただ、それが確認あるいはこちらの方から積極的に確認するとか、そういうことはいたす考えはございませんし、更には入ってきた段階では雑収益という形で収入すると、こういうような経理の中身になろうかと思えます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） そうすると、それは簿価というか何と言うんですか、その帳簿というか、

何と言うんですか、それにはもうその斉藤昇が、私はこの2年の時効になったからその2年以降のやつについては払いませんと、これは口頭でも文章でもいいわけですか。そういうふう言えば、それは時効成立するけれども、それを言わなければいつまでも残っているわけですか。それはどこに残っていることになるんですか。表面には出てこないんですね、その決算書何かには何ほそこで残っていると。時効が成立して私は払いませんよと、そういう申請がないやつはどれくらいあるんだとか、額はどのくらいになっているのかというやつは決算書何かには出てこないことになるんだと思うんですけれども、それはそれで市の水道の方で持っているわけですか。

それから、今おっしゃるのを聞いていると、そうすると、いや私は水道滞納していたけれども、やっぱりお世話になった土別だし水道なんだから、これは少しでも払うわと言って、時効成立後もそういうことで5,000円でも1万円でも持ってくれば、それは収入になるということなんですか、そうすると、それはそういう時効の成立だと、時効が2年になったというようなことを市民や何かはどういうふうにしてわかればいいんですか。市の方からはそういうことは何も言わないと、こういうわけだけれども、情報としてはやっぱりそういう情報公開の時代だし、決算にもこうやって出ているわけだから、そういうことがやっぱりわかるようにしておくのも必要ではないかと、こう思うんだけど、こちら辺ちょっといかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 今の取り立てと申しますか時効の関係ですけれども、援用のないものについてはですね、市の水道の方の帳簿外と言いますか、別なところで管理するというような中で、決算書には載ってこないという考えになっています。

それで今お話がありましたように、2年過ぎて時効の援用と言いますか、それが市民にどう知らせるんだというようなお話ですけれども、積極的に市と言いますか企業会計上と言いますか、そこから言いますと、積極的に全道的と言いますか他の方を見ましても、こういうことになりますよというようなことが、今のところ積極的に話しする中身ではないというような考え方があられるわけですけれども、実際情報公開等のことを考えますとですね、やはり何らかの方法で一応水道事業の中身については2年で時効が成立しますよというようなことも知らせることも必要かなと考えておりますけれども、これができてまだ1年目ということがありまして、全道的な取り扱いもそれぞれ今後考えなければならないという部分がありますので、そういう面については、今後全道的な中身を考えて対応していきたいと考えておりますが、それには、まず2年で、民法の解釈で2年になりましたけれども、その後ずっとその債権が続くわけですけれども、それらについてもですね、将来的に何十年もその簿外管理をしているのかと、そういうことについてはですね、その管理する手間賃と言いますか、管理する費用ですね、それとですね、中身どれくらいの金額とかといろいろあるものですから、それらについては債権を放棄する時期だとか、あとは債権放棄の手続、そういうようなことについてはですね、今後いろいろ検討していきたいなと思っておりますし、全道的な取り組みの中でですね、やっていきたい

など。

全道と言いますか全国的な話の中で来ているものですから、士別市だけということにはなりませんし、そういう足並みを見た中で今後検討して、水道利用者に不利益にならないような中ですね、考えていきたいなど、そういうふうを考えております。以上です。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 例えば集金に行きますよね。そのときにですよ、おれのところは30万たまっていただけでも、だけれども、今度は2年で時効になった分は請求に行かないわけでしょう。そうしたら、あら、急に安くなったなど、滞納分が。そういうようなことになるものなんですか。滞納世帯に集金に行ったときにどういうふうにして言うことになるわけですか。だって、今までね、5年の時効だから5年近くなった人は多かったわけじゃない、額が。だけれども、2年で時効になったわけだから、ぐっとこの滞納額が減っているわけですね。それは市の方では請求しないということになるんですか。こちら辺はどういうふうに取り扱っていくんですか。

議長（岡田久俊君） 黒澤主幹。

上下水道課主幹（黒澤宣明君） 結局2年過ぎて簿外管理という形にしているわけですが、それにつきましては、相当長期に滞納されているという方がほとんどでございます。その方につきましては、鋭意直接訪問をベースにですね、お話を十分させていただきながら対応させていただいているわけですが、なかなか分割納付をしたとしてもですね、かなり困難な状況もございますので、そういった部分につきましては、先ほど申し上げております減免、軽減という部分も説明しながら対応はさせていただいているところでございます。

それで、請求の方でございますけれども、それにつきましては、通常当年度分につきましては督促状というのが最初に出ます。それにですね、その後催告状ということで納期限後二月以内に催告状は出してございます。それにはですね、こちらの方で古い分もありますよということで、金額等につきましても催告状に掲載をし、お知らせをしていると、そういう状況でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 変でないかと思うんだよね。時効は成立して、こっち側はもう不納欠損に落としたのに、集金に行って、お知らせ何かにはこれだけ残っていますよとお知らせもして集金にも行くんだと。それは時効の成立というのがわからない人は、結局は時効の申請をしたらいいいんだとか何とかということとはわからないで。行政としても時効は成立して不納欠損にしているのに、お知らせをして集めに行くというのは、これはやっぱりどうもおかしいんでないかという気がしますけれども、その見解はどうなんでしょうか。

議長（岡田久俊君） 黒澤主幹。

上下水道課主幹（黒澤宣明君） 先ほどの請求の関係でありますけれども、部長も話しておりますけれども、積極的に請求をするということではなくして、こちらの方から、この分についてありますよというお知らせという意味合いでさせていただいているところでございます。

更には、時効後の債権につきましては、債権放棄をこちらの方からしない以外ですね、債権としてはあくまでも残っていきます。それをどうするかということになりますと、債権放棄ということで条例等で決めていくか、更には本人の先ほど申し上げました時効の援用の主張をしていただくということが、一般的な取り扱われ方だというふうに考えておりますので、時効の援用につきましては、こちらの方から債権者側としては債権放棄をしない限り、やはり時効の援用を積極的に推し進めるといようなことにつきましては、どうかというふうに考えてございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） まあ、あれですね、できたばかりだし、これからはやっぱり一つは、一番先に申し上げましたけれども、やはり滞納を生まない、そういうために努力をしていただきたいということや、それから減免制度があれば、それらも申請主義なんだからいいんだというだけではなくて、やっぱり減免制度があればこれだけ安くなるんだから、そうすれば納めてくださいというようなことも含めて、やっぱりあの2年の時効があるわけですから、そういうふうなことをぜひ強めていただきたいと。

そしてその全国的にも、何か土別だけが違う方向に行ってるぞというふうにならないように、一つ事務の方も取り扱いを間違わないようにしていただきたいと思います。

もう一つは、例えば病院だとか水道がそうであるとなりますと、例えば公営住宅の使用料何かの滞納ございますよね。これらも今度はここからは一般会計なんだけれども、だけれども、理屈としてみれば同じことなんですよ。そうすればそういう公営住宅料でありますとか、あるいは保育料だとか、そういうものにも今後この取扱いはそういうふうになっていくのかどうか。こちら辺はその違いについて、なぜその水道、病院だけがなって、そういう公営住宅何かも同じようなものなのに、これは自治法の時効の5年だというふうになっているのか。この点ちょっと見解、教えてください。

議長（岡田久俊君） 遠藤部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 公営住宅の関係で申しますとですね、一応公営住宅は公の施設の使用ということに対する料金ということで、これにつきましては地方自治法の225条に該当するというので5年の時効ということになっております。

で、今言いました水道料金につきましては、事業者が水道水というものをつくって、生産して商品を販売したということで、民法の規定が適用されて時効が2年になったという考え方でございます。以上です。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） そうすると、例えば民間の人たちが賃貸の住宅を持っていると。これは滞納の分ですよ、民法の適用になると思うんだけれども、これはその民間で言えばですよ、時効は何年なんですか。

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） 今、公営住宅の使用料の関係でちょっとお答えしたいと思いますけれども、今、公営住宅使用料につきましては民間の家賃等の関係もありまして、公法上のお金ということで答弁をいたしているわけですが、先ほど、水道料金については平成15年度の最高裁の判決によって公法上のお金から私法上のお金に変わってきたと。更に、病院の診療報酬等につきましても、平成17年11月の最高裁の判決によって、今まで公法上のお金として取り扱ってきたものが私法上のお金と、こういうふうに変わってきておるわけですが。

そうした中で、公営住宅使用料についてはどうかという議員の御質問でございますけれども、私もこれについても今現在調べているんですけども、本によっては、公法上のお金という解釈もあったり、あるいは私法上のお金という解釈もあったりですね、ちょっとこの公法上、私法上の解釈がですね、今いろいろと分かれている状況にもあるわけですが。私も今までですと、一般的に商工貸付金とか家賃の貸し付け、土地や建物、普通財産貸し付けたお金の貸し付け、賃貸料とか、こういったものは私法上のお金という解釈をしていたわけですが、全体にわたって少し公法上のお金、私法上のお金の線引きそのものですね、少し解釈が動いてきているのかなと、こういったこともございます。

そういった中で今後に債権放棄、例えばそのまま残す考えも、債権債務残す考えもありますし、債権放棄をする場合は議会の議決あるいは条例をもって債権放棄ができると、こういったやり方があるわけですが、先ほど建設水道部長から話があったとおり、こういった条例化をどうしたらいいんだろうかと、こういったことも全国的な流れの中であるわけではございますので、こういった解釈も含め、あるいは条例をどうやってつくったらいいのか、債権を放棄する場合にはどうしたらいいのか、こういった全体的な流れを今現在調査中ですので、こういった中ですね、いろいろと対象になるお金がどのようなものなのか、こういったものも含めて検討を今いたしているところでございますので、御理解をお願いしたいと存じます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

認定第1号については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、認定第2号 平成17年度市立土別総合病院事業会計決算認定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました認定第2号 平成17年度市立土別総合病院事業会計決算認定について、その概要を御説明申し上げます。

平成17年度における病院事業につきましては、合併に伴い、平成17年9月から18年3月までの7カ月の決算となっております。

初めに、業務量であります。患者数は入院で4万4,052人、外来では11万8,901人となり、これに4月から8月までの患者数を加えた平成17年度の合計数値で前年度と比較をしますと、入院で7,030人、8.4%の減、外来では7,695人、3.6%の減となっております。

次に、財政状況について申し上げますが、まず、収益的収支では消費税抜きで申し上げますと収入では医業収益、医業外収益、特別利益を合わせて27億5,566万円となり、支出では、医業費用、医業外費用の特別損失を合わせて30億57万3,000円となった結果、収支差し引きでは2億4,491万2,000円の当年度純損失を計上いたしました。

次に、資本的収支であります。収入では、医療機器整備に伴う企業債、修学資金に要する出資金、企業債元金に要する負担金、投資償還金、寄附金を合わせて4億1,651万4,000円となり、これに対する支出では、医療機器等の資産購入費、企業債償還金、投資を合わせて4億2,773万2,000円となった結果、1,121万8,000円の資本的収支に不足が生じましたが、一時借入金で措置をいたしたところであります。

以上が、平成17年度市立土別総合病院事業会計決算の概要であります。17年度は薬品費、診療材料費などの費用が増加したこと、更には、産科医師不足による分娩部門の中止や、眼科医、消化器内科医師の出張医体制による影響等により、不良債務額は旧土別市分を含め単年度で2億6,956万5,000円となり、平成16年度までの5,869万4,000円を合わせて3億2,825万9,000円となったところであります。

このように市立病院の経営状況につきましては、危機的で憂慮すべき状況になってきておりますので、早い時期に経営健全化に向けた計画を策定しなければならないと考えています。

加えて医療を取り巻く環境は依然として厳しく、特に医師確保の問題は大きな社会問題となっており、このことで地方の病院は診療が縮小される傾向にあり、市立病院も大変な時代を迎えておりますけれども、高齢化社会を迎え地域の期待にこたえるためにも厳しい経営環境ではありますが、信頼される病院づくりになお一層努力をしてまいりたいと考えます。

以上、平成17年度の概要を申し上げますが、よろしく御審議、御承認のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。伊藤隆雄議員。

3番（伊藤隆雄君） 今回の病院の決算につきましてですね、何点かお伺いをいたしたいと思っております。

まず1点目はですね、この決算書の損益計算書附属明細書16ページ、いわゆるその材料費の中の薬品購入費3億9,858万5,000円、これに伴うですね、その薬価差益というのはおおむね

何%で、額はどのぐらいか。これをまず1点お伺いをいたします。

それから、2点目でございますけれども、御承知のように1969年にこの地方公営企業法が適用されて以来ですね、国からその交付金が市を通じて病院に入る。いわゆる一般会計繰入と言われるものでありますけれども、これについてどのような算定基準でこの額が算出され、そしてその額は平成17年の決算において幾らか。これはそのいわゆる損益計算書におけるですね、どの項目に計上されているか。これをお伺いをいたします。

最後に3点目でありますけれども、現在市立病院は公営企業法における一部適用でございます。御承知のように全国自治体病院1,074のうち、現在全適を受けている病院が247というふう聞いておりますけれども、これらの一部適用といわゆる全部適用、全適の場合、どのような判断基準でこういう一部適用あるいは全適というようになるのかと。その場合ですね、全適になった場合、それではその病院の運営上、経営に与える影響はどのような影響があるのか。これも含めてお伺いをいたします。

議長（岡田久俊君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、材料費の中の薬品費の関係でございます。決算書の16ページに薬品費ということで3億9,858万5,000円というようなことで金額がのっていると思われまして、これは薬品につきましては、薬局の方で薬価、まあ定価というものがございまして、これらに比較して見積もりだとかそういうものをもってですね、今購入しているわけでございますけれども、定価に對しましてですね、およそ88.6%くらいの金額で購入しております。ですから値引き率は11.4%というようなことになろうかというふうに思います。

ただ、これにつきましては消費税分が差し引かれますので、5%を差し引くといたしますと6.4%というような形の中でしか残らないと。それからですね、包括診療と言いまして土別で言いますと療養病棟などが包括診療ということで、どんな高い薬をとっても、あるいはどんな高い検査をやってもですね、今の医療の区分の中では同じような医療費しかもらえないというふうなことになりますと、これらのロスもあるわけでございます。

これらを考えますと、ほぼ4%ぐらいが薬価の差益になるんじゃないかということでございまして、薬品費が3億9,800万でございますから、これの4%と申し上げますと約1,600万程度というものが収益になるというふうに考えているところでございます。

次に、繰入金の関係でございます。これにつきましては一般会計からルール分に従って入れてもらっているわけでございますけれども、これは内容を申し上げますと、ちょっと詳しく申し上げますので時間がかかりますが、まず、医業収益の関係では救急医療の関係、これが9,803万4,000円。それから保健衛生行政経費というようなことで、これが2,300万円。それから医業外収益におきましては、医師等の研究あるいは研修経費、これが792万1,000円。それから医師確保対策、これが279万1,000円。それから看護師の確保対策にも入れてもらっておりまして、これが1,357万6,000円。その他の経費といたしまして、あるいは基礎年金でありますと

か、追加費用の関係、これが6,674万4,000円。それから企業債の償還利子の関係、これが1億900万。それから精神科に関するもの、今、外来の方の診療を行っていますけれども、これが5,945万8,000円。それから高度医療の関係、これが1,532万9,000円。それから資本的収支の中で企業債の償還元金等がございます。これが1億6,796万4,000円というようなことで、一般会計からルール分といたしまして5億5,571万7,000円を繰り入れしていただいているところでございます。

次に、公営企業法の全適の関係の質問がございました。これは市立病院というようなことではなくて、一般的に言われていることということで御理解をいただきたいというふうに思いますが、まず、一部適用の問題点ということになりますと、一般行政組織による病院経営ということが挙げられております。

それから、一般的な公務員、まあ本庁舎と同じような職員との給与体系で病院の経営が行われているというようなことが、まず考えられます。

それから、病院と本庁が定期的に人事異動も行われているというようなことで、なかなかその病院経営に精通した専門家が呼べないというようなことが、一般的に言われているようなことでございます。

逆に、これを全適にした場合どのようなことが考えられるかと申し上げますと、一般的には病院経営に熟知した管理者の設置というようなことで、例えばこれは北海道でありますと公営企業管理者とか、そういうような形の中で管理者を設置できる。あるいは民間の組織、あるいは給与体系などが導入できると。

それから、これらの、今の申し上げた点が解決できる点ではないかということが言われておりますけれども、問題点といたしましては、やはり同じ自治体の病院であるというようなことからいたしますと、全適移行後も給与制度が改正するのがなかなか困難であるというようなことが一般的に言われております。

それで今まで、例を申し上げますと、その独自の給与制度を導入してですね、適用している事例はなかなかないというようなことが問題点としてされているところでございます。

なお、北海道におきましては、この全適、適用している市は、道内市立病院24市でございますが、札幌市、函館市の2市でございます。

繰入金、一般会計の方から費用の明細を申し上げますけれども、まず、先ほど言いました救急関係、それから保健衛生行政経費、これにつきましては一般会計からの負担金、病院事業収益の一般会計負担金、それから医師あるいは看護師などの対策費につきましては、一般会計からの補助金というところに入っております。

それから、企業債あるいはそれらの伴う経費につきましては、他会計からの負担金に病院の会計として入れているところでございます。

議長（岡田久俊君） 井上久嗣議員。

4番（井上久嗣君） ちょっと教えていただきたい点がございますので、お願い申し上げます。

新聞等で今非常に話題になっております夕張市の財政再建団体入りに関するニュース等々、非常に多く報道されておりますが、その中で夕張市の市立総合病院の外部経営診断結果というのが公表されております。

診断によりますと、指定管理者制度を活用して全国から公募する特定医療法人などに経営を任せたと、建物や土地は引き続き市が所有する公営、公設民営の形態をとるなど、非常に踏み込んだ内容となっております。

そういった報道の中で、夕張市立病院は約40億円の病院事業会計の実質赤字という形で報道されております。

それで市立病院の決算を見ますと、当年度累積欠損金というのが約44億円という形になっております。それでこの違いをまずそのまま、どうしても普通に見てしまいますと累積欠損金・イコール・赤字累計というふうに見てしまう場合が多いんですけれども、その夕張の報道における40億と当市における病院の累積欠損金44億円の違いと言いますか、を教えてくださいたいと思います。

議長（岡田久俊君） 谷口次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） お答えを申し上げます。

夕張市の市立病院の関係でございますけれども、一般的に報道されておりますのは不良債務が29億円、それで一般会計からの貸し付けによる債務が10億円というようなことで、39億円というようなことで報道されているのではないかというふうに思っております。

そこで市立病院の累積欠損金の話でございますけれども、後で配られました決算資料の12ページの一番下段を見ていただきたいというふうに思います。

ここには44億1,253万というような数字が書かれていると思います。これにつきましては、これまでの病院事業収益から病院事業費用を差し引いたもの、まあこれは一般の企業であればプラスになるわけでありましてけれども、なかなか病院ではプラスにならないというようなことで、これが毎年純損失というような形の中で出ております。

平成17年度につきましては、下から3段目、当年度純損失、後で配られました定例会資料の12ページでございます。下から3段目に3億8,728万7,000円というぐあいに記載されているかと思っております。まあこれ積み上げが44億1,200万というような形であらわされております。

そこで純損失と先ほどから夕張で申し上げておりました不良債務の関係でございます。現金上の収支につきましては、不良債務というような形で説明をしております。

今、44億1,200万というのは、資料の一番下、あくまでも病院事業収益から病院事業費用を差し引いた純損失の合計でございます。これが今まで44億1,200万あるということでございます。これで、現金上の取引につきましては不良債務というような形の中で今あらわしてあります、病院会計では、これにつきましては、増加要因というのが当期純損失、今申し上げましたとおり、単年度の純損失は平成17年度で3億8,728万7,000円出ております。下から3段目の表にあらわされているかと思っております。先ほど提案説明で申し上げました資本的収支の不足分、こ

れが8,563万2,000円ございます。これから現金を伴わない経費、病院といたしまして医業費用で予算を見ておりますけれども、現金の支出が伴わない経費、これが減価償却費等でございますけれども、これらを差し引きますと純損失、それから先ほど申し上げました資本的収支の不足分、これが8,563万2,000円でございますから、これから減価償却費などを差し引きますと現金の不足分が出てまいります。これが2億6,956万5,000円というようなことで、これが平成17年度一年間の不良債務ということになっております。

この金額につきましては、市立病院につきましては長年赤字が続いていたというようなことでありまして、この不良債務につきましては昭和62年、新しい病院になってからでも出ているわけでございますけれども、これまでに30億円近くのお金を一般会計から不良債務解消というような形で繰り入れていただいていたところでございます。これによって不良債務は平成15年度まで一般会計からの繰り入れがありましたので、出ていなかったわけでありまして、平成16年度から一般会計も大変厳しいというような状況の中で一般会計の不良債務の解消分が入ってきていないというようなことで、この不良債務2億6,900万、それから昨年度までの合計を合わせますと3億2,825万9,000円が平成17年度末の不良債務として残っているということでございます。

議長（岡田久俊君） 井上議員。

4番（井上久嗣君） ちょっとよくわからないんですけれども、どちらにいたしましても企業会計の今のシステムというか制度上、非常に厳しい土別市の病院を含めて公立病院の多くが、非常に多くのこの大きな累積欠損金を、その額の大小を問わず持っているということを聞いておりますが、そういう認識で間違いはないでしょうか。

議長（岡田久俊君） 相山助役。

助役（相山慎二君） ただいま谷口次長の方からいろいろ御説明がありました。俗に言うと累積欠損金というのは言ってみれば帳簿上の赤字ということですから、例えば減価償却が毎年3億ずつ減価償却していきますと、企業の場合はそれを積み立てて持っていくと。例えば、病院の場合で減価償却をしていきますけれども、それを累積欠損金が出ないということはそれだけ現金を持っているという形になりますから、仮に病院を建てかえるときに、例えば病院50億で建てたという形で償却をしていって50億の累積欠損金が出ないでいくというふうになれば、50億の病院を借金をしないで建てられるという形になるわけですし、帳簿上そういう減価償却の金額はのせますけれども、現金としては要らないと。そういう差し引きをして現金上の不足が出てくるのが不良債務ということですから、概して言いますと、全道の公立病院で累積欠損金を持たないで経営をしているということは、極めて健全な病院であるという言い方がされるということですから、御理解をいただきたい。

議長（岡田久俊君） 井上議員。

4番（井上久嗣君） 事前にちょっとお聞きした部分もありますので、何となくはわかりましたけれども、この企業会計のシステムがこういう形になっているので、どうしても累積欠損金が

出てしまうという今のシステム自体が本当にいいのかなという気もしないでもありません。で、医師の問題等々含めて今、地方の病院は極めて厳しい状況にあるということも含めてこの今、会計システムも含めて本当にこれが実態に合っているのかどうなのか。市長もぜひ市長会等々含めて、こういうものも何か私はちょっとおかしな気もしますので、皆さん理解できたかどうか、とりあえず私の質問は終わらせていただきます。

議長（岡田久俊君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君） 私もですね、全国自治体病院の開設者協議会、多くのメンバーが集まっている中に出ておりますけれども、この企業会計の会計方式そのものについて手を加えるような意見の交換は、今のところはまだ1つも出ていないんですけれども、やはり公営企業会計の一部適用と言うことでやっておりますけれども、こういう中から企業の実態というものは、単一な一般会計のような方式から見ると全く違うという複雑な仕組みになっていますけれども、その中から分析していくといろいろなものが読み取れてくると、そのように私は理解していますので、全国レベルにこの話を出すということとはちょっと無理かなと、そう思っております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

北口雄幸議員。

2番（北口雄幸君） 先ほど伊藤議員が一般会計からの繰り入れの関係で御質問されまして関連になりますけれども、17年度で5億5,600万円の一般会計繰り入れされております。これは先ほど詳しくお話がありまして、ルール分に基づく繰り入れというふうにお聞きし認識しているわけでありまして、平成13年度あるいは12年度についてはですね、8億8,000万あるいは9億近い繰入金を繰り入れているということで、聞くところによりますと、この辺については収支不足分についても一般会計から繰り入れをしているというような経過があるようであります。

逆に言いますと、今年分2億7,000万あるいは昨年の分5,000万ちょっとですが、その分についてもその分繰り入れていってれば、このような欠損金には出てこないんだろうなというふう思うわけでありまして、1点、市長にお伺いしたいんですけれども、市立病院はこの地方の医療圏の中で住民の市民の命と健康を守る大変な重責を担っているという状況でありますけれども、一般会計もこのような大変厳しい状況は認識はしているんでありますけれども、一定程度病院の方にもですね、財政支援、病院の中でも努力は当然されなければいけないと思うのでありますけれども、病院の方にもやっぱり一般会計からの負担もしながら住民の命は守るということは、開設者あるいは市長としてやむを得ない判断でないかなというふう思うわけでありまして、その辺の判断あるいは決意、その辺についてお伺いしたいなというふうに思います。

議長（岡田久俊君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君） これまでの経緯も見ておわかりいただけだと思いますけれども、ただ公

営企業法の中でうたわれている負担区分だけに限って今まで対応してきたというような過去の経過はないわけでありまして、赤字を累積させてしまうと取り返しのつかない状態になってしまふということから、今までは無理してでも対応してきたと。

ただ、最近の交付税が非常に窮屈になってきて、このままでいったらやりたい仕事あるいはやらなければならない仕事というものが、病院というものを除いて考えてみた場合も、すごい量的な問題がたくさんありますので、できるだけ病院のやはり自助努力によって赤字を出さないように、不良債務の累積をなるべくふやさないようにしていただきたいというのが、私はこれが本音だということであります。

ただ、赤字だけの問題じゃなくて収支の問題だけじゃなくて、最近では医師の不足によってとつもない金額がそこに赤字となってあらわれると。例えばこれは一般的な言い方なんですけれども、一人の医師の稼ぎ高という言葉は適当でないかもしれませんが、大体1億5,000万から2億という数字がカウントされるわけであります。お隣の市もかつて循環器の先生が全部引き揚げられていなくなったというときには、それこそ何億という欠損金が生じたということを見てもおわかりのとおり、このままでいっちゃったら一般会計が何もできなくなってしまうということがありますので、これはやはり住民の皆さんの政策選定ということも大きくかかわってくるのだと思いますけれども、やはり病院の中でもどういうあり方が一般会計に重くのしかからないで、多少こういう時代ですからやむを得ないとしても、今それこそ一般会計共倒れになるようなことは十分注意していかなければならない。そんな中から今改革の緒についたいろんな議論、検討を進めなければならない、そんな心境で今います。

議長（岡田久俊君） 牧野勇司議員。

18番（牧野勇司君） 二、三この機会に質問させていただきます。

まず、先ほど伊藤隆雄議員の御指摘のあった点なのであります。答弁としては定価から11.4%値引きされていると、薬品の問題ですね。最終的には差益、病院の方の収益が4%出ているんですと、こういうお話であります。

それで、年通しての医業収益が対前年で比較いたしますと7,000万円ぐらい落ち込んでおりますね。これは先ほどの市長の提案説明の中にもありましたけれども、大体43億円ぐらいだと思います。

医業収益が落ちているのでありますが、薬品費が7億円と、年通してですね。先ほど伊藤議員の旧土別の分は省いていますので、全体で7億円ということで、対前年と比較すると4,300万円ぐらい逆に薬品が伸びているわけですね。材料費全般をとってみれば医療機器の導入だとかいろんなものがございますから、それらが伸びるのはある程度わかるのでありますが、なぜこの総収益、医療収益が落ち込んでいるにもかかわらず、薬品費がこれだけ伸びるのか。これについてちょっと御説明いただきたいのですが。

議長（岡田久俊君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

確かに前年と比べますと薬品は伸びておりますけれども、実は入院収益のところにつきましても、入院収益で約7,000万ぐらいという形ですけれども一人頭、実は市立病院についてはですね、入院の単価というのは約3万ちょっとぐらいあるわけですけれども、そうすると、昨年7,000人ぐらい入院患者が減っているということになれば、単純に計算すると2億1,000万程度実は減ることになるんですけれども、実はこれは高度のそういういろいろの薬ですとか、そういう一人頭の単価の高い薬剤費だとかそういうものを使っていることによって薬品費が伸びている。そうすることによって、実は今言いましたように、入院費では約7,000万程度しか落ちてはいないんですけれども、実際その患者数の単価から言えば、もっともっと本来的に落ちるところ一人頭の診療単価が高くなったということで、この薬品費の伸びについてはそういう形の中で一人頭の単価に転換されているという状況の中で伸びたという、特にまあ泌尿器科ですとかそういういろんなところで単価の高い薬を使って患者さんを治療したという部分もあって、そういう形で伸びているということであります。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） 患者がですね、入院患者を含めて相当減っているという現状の中では、例えば高い薬を使ったとしても、私は正直申し上げると、薬品費が減るのが本来の姿ではないかなという気がするんですね。ですから、確かに高い薬を使ったことによって医業収益は上がっているけれども、薬品費がこれだけ伸びているということ自体がちょっと私は納得しないんだけれども、もう一度ちょっと説明願えますか。

議長（岡田久俊君） 藤森局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） 薬品の部分についてもですね、それはすべて薬というわけではなくて、例えばいろいろな部分を含めて注射剤ですとかいろいろなものがあります。特にこの年についてはですね、シネアンギオというふうに心臓欠陥の関係のそういう手術だとかそういうものが非常に大きくて一人頭の単価が上がっているわけですけれども、そういうものについては非常に材料費も高くなるという形の中です。そういう患者が多かったということで一人頭のそういう部分の薬品費が高くなった。すべての患者ではなくて、一部そういう検査だとかそういうために必要な、例えばシネアンギオという俗に心臓欠陥のそういう造影だとかいろいろなことをやる手術をしますとですね、ちょっとやっただけで150万ぐらいのすぐそういう診療報酬になるというようなことで、そういう部分の材料が高くなったというのが反映されているということであります。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） ちょっとまあ私の方としては余りそこまで理解できないんですが、まあいいでしょう。そのうちまた教えていただきます。

で、類似の例えば自治体病院と比較をして、以前にも御指摘申し上げたことがあるんですけども、定価に対して先ほど次長の方から答弁ございました。で、最終的には4%の差益であるということでありますが、民間のいろいろな資料を調べて見ますと、民間の類似的な病院でい

けば大体この薬価差益という10%、多いところでは15%ぐらいあるのではないかと。ということは、定価より相当値引きをしてそういうところには入っていると。ところが自治体病院について言えばですね、お互い、自治体病院では余りその値引きもできないというようないろいろな事情はあるとは思いますが、私はこの類似病院と比較をして、この種の問題について、きょうこの場でなくていいんですが、資料としてそのうち一度示していただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 藤森局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） 実は今ここに資料そういうものは持ってありませんけれども、ただ全道薬局長会議だとかいろいろな会議の中で、ある程度それはなかなか自治体としては表に出せない部分もありまして、その病院とか出せない部分もありますので、そういう薬局長会議だとかそういった中でそういうデータがあるというようなことであれば、私どももそれを知り得ながら当然それを参考に、私どももそういう形で、少なくともこれで差益が多ければ多い分だけ病院の収益が上がるわけですから。

ただ、今言いましたように先ほど6%と言いましたが、これはどこも消費税込みで言っている話だと思いますので、先ほど言いましたように私どもとしては11.4%ということですから、大体10%を超える部分でということで、まあ昔はもっともっと実は差益の部分はあったんですけども、非常に厳しい状況の中でこういう形に下がってきているということも事実であります。以上であります。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） 自治体病院同士が連携をしてですね、購入をしているという例もありますし、ぜひこの問題についてはそのうち資料があれば御提示願いたいと思います。

それと次にですね、給与費の関係についてであります。若干対前年比でマイナスになっていると。土別の医療技術者について言えば4%の調整給、これがついていたわけですが、労使間の話し合いによってこれが削減されているということで、多分年間6,000万、7,000万なりの給与費の削減につながっているのではないかと、一方では思うわけですね。

もう一つはですね、以前に実は医療技術者の超勤代はどれぐらいあったんでしょうという話をすると、1億円ぐらい以前はございました。日勤、準夜、深夜という労働条件、働いている皆さん方からいくと、大変なこれ過労になるわけですね。この超勤代を医師のいろんなその取り計らいもしながら下げていくべきだと、こういう話し合いが、あるいは議会の中でもそういう質問もされていたわけですが、決算の中で超勤代というのはどのくらい出ているのかという点、それと対前年と比較してどの程度削減がされているのか。

それと、この際聞いておきますが、医薬分業ということで調剤薬局が既に設置されて、そうですね、10年くらいになると思うわけですが、薬剤師はこの決算書でいくと8名いらっしゃる。で、薬剤師については病棟の調剤関係等々も行いながら、入院患者の皆さん方に正しい薬というものを配付されているというふうに聞いているわけですね。

そういう点からいくと、看護師業務も一方では相当軽減されているというふうに聞いているんだけど、その辺の効果はどうなっているのか、この点についてお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 谷口次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 前段、人件費の関係の質問がございましたので、お答えを申し上げたいというふうに思います。

平成17年度につきましては、前年度より入院患者も若干減少したというようなこともございまして、病棟間によりまして大分出入りはございますけれども、全体的に696万5,000円ほどの超過勤務の代金が減少しております。主な職場といたしましては、薬局、手術室あるいは看護部の中の一部の病棟というようなことで、全体の中で16年度8,926万9,000円あったものが、平成17年度には8,234万5,000円というようなことで、先ほど申し上げましたように約700万円が減少しているところでございます。

議長（岡田久俊君） 藤森局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） 私の方から院外処方に出した後の薬剤師の業務の中身についてということでお答えします。

院外処方に発効したのが、始めたのが平成7年3月ということで、この時点では実は薬剤師、それから事務職員等々含めて全部で16人職員がいたわけですが、今現在は薬剤師は8人と、それから事務職員も1名、それからパート職員も2人ということで11名ということですが、薬剤師では2人ということで減をしているし、事務職員も減をしているということで、トータルでは5人ほど職員は減になっております。

そういった中で、今言いましたように当時は一日600人～700人の外来の処方をしていたわけですが、今は正直言いますと一日数十件というような件数になっております。

そういった中で、当然薬剤師の業務というのはいろいろ新たなものがふえてきたわけで、特にこれ、院外処方を出すに当たっての薬剤師の業務をどうするかということは、当然そこで論議があって。

そんな中で一番大きいのはですね、やはり今議員がおっしゃいましたように、特にその病棟に薬剤師が上がって、まず患者さんの服薬指導といいますか、薬に関することをきちんとするという、これは全国的にそういうものがあって、きちんと点数もとれるということがありましたので、そういうまず一つ、これが大きな業務で、各病棟に薬剤師をそこに配置しながら、まず1点、その患者さんの薬の部分について服薬指導だとかいうものをやっております。

それともう1点、そのほかにはですね、実は従前は注射剤だとか点滴剤というのは正直言いますと病棟の方に箱ごと持って行って、それで病棟の方で個人の患者さんにいろいろセットをしたということになりますけれども、今はそういうことでも事故だとかやったら困るということで、オーダーが来た時点で、薬局の方から病棟に個人の名前をきちんと書いて、それで対応できるような形できちんと戻すということで、そういう形の個人受け払いと言いますか、患者ごとのそういう制度には変えております。

それと、実は定期処方ということで、必ず患者さん入院すれば薬を投薬しなければならないわけですが、これについてもきちんとして薬局の時点で小さな箱に患者さんごとにきちんとして一回ごとに分けてですね、そういう形できちんとして入れて、病棟に行けばそれは一日一つずつ使おうと。朝昼晩なら朝昼晩ということで看護師さんが患者さんに飲ませるように、そういうような新たなシステムを組むとかいうようなことをやっております。

ただ、やはりですね、そのほかに今一番いろいろ問題があるのはですね、たまたま入院するといろいろ市販の薬だとか、それからうちで出している薬も含めて他の病院にかかっている人の薬は、まあ持ち込みの薬というのが患者さんにはあるわけです。それらとそれから入院したときの薬の照合だとかいろいろな問題があって、これら辺についても薬に関することについては薬剤師がきちんとしてそこで管理をしながら整理をします。まあ看護師さんがやるとですね、まあ一人30分なり40分すぐかかってしまうとすると、まあ膨大な時間になるということで、特に今薬剤師に求められているのは、とにかく今まで看護師さんが結構携わっていた病棟における薬の業務だとかそういうものについては、基本的には薬に関することは全部薬剤師が対応することによって、看護師の業務が軽減される。更に先ほど言いましたように、超勤についても減っていくのではないかとというような形で、業務を今後も含めて進めていくというふうに考えておるところであります。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） わかりました。医薬分業になって調剤薬局ができて、薬剤師が8人いらっしゃるということでどういう業務をしているんだらうという市民の声がやっぱりあるわけです。ですから、そういう意味では今のお話あったとおり、病棟の中でのいろいろな業務をさながら、そういった意味で看護師の軽減にもつながっているという話でありますから、それは理解いたしました。

それともう1点はですね、医療従事者、特に看護師の関係で言わせていただければ、市民からあるのは外来が固定医から出張医になっている。あと、そのことによっても入院患者がその科目ではいらっしやらない。あるいは小児科の問題についてもそうでありまして、産科もそうであります。結局看護師は剰余、余ってくるのではないかとこの話を率直には市民はするわけですね。もう一方、ですからその辺がどういう現状になっているのか、数値は出ていますけれども。

それともう1点はですね、今回この診療報酬の改定によって、今まで患者10人に1人だった診療報酬額であります、これがかさ上げされてね、7人に1人ということで、大病院では相当看護師の充足に力を入れているわけですね。そう考えてきますと、そういったあたりみたいなものですね、地域の例えばこの土別においてもですね、名寄でももうそういうのがありてきているようではあります、こういったものが守られてないかということも危惧されるんだけれども、その点についてはどのように考えていらっしゃるでしょう。推計されているでしょう。その点だけこれは簡単でいいです。お聞かせください。

議長（岡田久俊君） 谷口次長。

市立土別総合病院事務局長（谷口春三君） 今看護基準の関係のお話がありました。従来は2対1というようなことで、入院患者2人に対して1人の看護師というようなことでありましたが、今回改正がされて、10対1あるいは大病院であれば7対1というようなことで入院患者10人に対して1人と。これは10人に対して1人というのは昼間及び夜間を通しての体制のことであります。ですから、夜は3人程度しかおりませんから、それらを平均にして10対1の看護がとれるような仕組みというようなことでございます。

それで今、看護師の方でいろいろ協議をしておりますけれども、今の看護体制の中では、現状今一般病棟が5病棟で240床ございます。その中で看護師さんが早くやめていくというような状況もございまして、現段階でなかなかその看護基準がとれないというか、守れないというような状況が今現在出てきております。

そのような中で、現在50床の病床定員はございますけれども、現在45床程度にですね、おさめないとなかなか看護の基準が守っていけないのではないかとということで、今取り組んでいるところでございます。

そのようなことで今後、昨日も一般質問で答弁をいたしましたかと思っておりますけれども、小児科あるいは産婦人科の病棟につきましては、休止するようなことも考えなくてはならないということとありますと、どうしても病棟が少なくなりますと、その分看護師さんも減らしてはいいんではないかという考えでありますけれども、ただいま申し上げましたように、10対1の基準をとるとなりますと、かなり厳しい状況にあるというようなことで、現在も5病棟で中でもかなり厳しいわけでありまして、これが4病棟に例えば減らされたとしても、あるいは病床利用率を上げなくてはならない。今は80%以下でありますけれども、やはり収益を上げるためには90あるいは95の病床利用率に持っていかなくちゃならない。となりますと、やはり看護師の確保というようなことについてもですね、これから必要になってくるのではないかとこのように思っているところでございます。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） あと2点だけお伺いいたします。

昨日小池議員が質問されました小児科の問題であります。平日、土別に來ていただく医師に宿泊をいただきたいという願いを込めて話したんですが、これは無理だという話がありました。

それで、今日までこの土日、祝祭日の例えば救急外来の患者がどの程度いるのか。ちょっと私はせめて土日はですね、半日もこれはきちっと名寄と話し合いをして、月曜日からきちっと365日いれるような、せめて半日も、こういうやっぱり要請をすべきじゃないかなと、こう思うんですね。この辺いかがかということ。

それと交通の確保等については後ほど具体的内容を示すということでありますから、それはそのときに見せていただきますが、名寄市立病院の小児科の入院患者のやっぱり病床利用率の

問題あると思うんですね。土別から当然そちらへ入院するとなれば、本当に入院できるだけのベッドがあるのかどうかという問題ですよね。ですからこの辺もですね、しっかりと協議の中でやっぱり打ち合わせしながらね、土別もこの決算書を見る限りにおいては、一日平均15人ぐらい入院患者が、いらっしゃるということでもありますから、その辺もきっちり協議していただきたいと、こう思うんですけども、その点いかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 藤森局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

昨日、小池議員に答弁したわけですがけれども、特にこの夜間については非常に難しいという部分もあるわけですが、土日の部分につきましてはですね、議員お話のとおり、私どもとしても、実は特にその辺、午前中なりせめて半日でもお願いできないかということで、一番最初名寄と協議したときは、先ほど言いましたように24時間フルタイムで医師を配置すると。だから名寄としては小児科の患者が来たときはすべて小児科の医者が診るというシステムを組むということになれば、非常にその土日の部分の半日でも難しいということで、実は最初御返事をいただいております。

ただ、私どもとしても、その返事の中で夜間は難しいとしてもですね、今議員がおっしゃったとおり何とか土日、例えば半日でもいいからできないのかということで、もう一度再考していただきたいというようなことで話を進めるということで、一度そういう話を進めております。ただ、向こうとしてもそのときに、やはり今言ったようにもうちょっと内科、小児科の医者が増えればですね、それも十分可能なんだろうけれども、非常に難しいということで、そこで即答は実はしないで検討させてくださいということで戻ってきている経過がございますので、まあこれについてはもう一度私どももきちんと確認をとりながら、本当に一日平均多いときだとインフルエンザだとかそういうものがはやればですね、20人以上小児科の患者が土日に来ることもあり得るわけですから、通常ないときだったら7～8人ですとかいろいろその流行性のそういう病気がはやる、はやらんでまた変わってきますけれども、いずれにしろ、10人前後はどうしても小児科の患者は土日、祭日については来るような状況もありますものですから、やはりそういういろいろなことを考えれば何とかそういう形でお願いしたいということは、今後もちょうと向こうの医師の事情もありますし、そういうこともありますけれども、これについては今後も精力的にというか、こちらのお願いを向こうにしていきたいというふうに思っております。

それともう1点、実はですね、名寄の病院に、うちが入院病棟がなくなると当然名寄の市立病院小児科病棟にということでもあります。で、私どももちょうと危惧しておりますけれども、名寄のそのトータルの入院の病床数の部分は決して多いという、例えばうちのキャパをそのまますべて今言われた15人を受け入れるような例えばそういうものではないのではないかというふうに私どもも考えておりますので、これらについてはですね、やはりそういう収容の人数のことも含めてですね、これは当然向こうもそれで受ける部分があるわけですから、それらも考慮

していただけるということは考えておりますけれども、たまたま名寄に行ったら病床がないから入院させられませんかよなんていうことのないように、きちんと今からこれについては協議していきたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） もう1点だけ最後にお伺いいたしますが、医師住宅の関係なんですけれども、決算書の20ページに医師住宅の建設事業ということで、それぞれ建設年度、あと未償還残高、あとその資金運用部から借入れをしている利率、こういったのが出ています。例えば資金運用部の一番高い7.3%あるいは6.3%、非常に高い利率なんでありますが、お話を聞きますと、これは一括返済だとか、あるいは借りがえなんていうのは一切認めないという厳しい規制があるようであります。

特にこの病院移転改築の関係40億円借上げをして、これも年間1億円以上の利息を支払っているというのが、これが現状なんでありますね。それで、この医師住宅についてお伺いしたいのは、今空き室になっているのは何戸ぐらいあるのか、これをお知らせください。

議長（岡田久俊君） 谷口次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） お答え申し上げます。

医師住宅の空き家の関係でございますけれども、現在10棟27戸管理しているわけでございますけれども、空き家になっているもの、旧病院の敷地内でございます1棟4戸全部と1棟6戸のうちの4戸が空き家というようなことで、2棟8戸が空き家になっている状況でございます。

議長（岡田久俊君） 牧野議員。

18番（牧野勇司君） それで空き家になっていてですね、なおかつこれを見ますとね、利息だけでも年間170～180万、そこの部分の今空き家になっている部分だけの借入れの利息に対してもそれぐらい支払っているわけですね。それで私はですね、あそこ行ってみますと、非常に市営住宅何かの利便性係数何かでいきますと、場所もいいわけですし、なおかつ車庫まできちっと立派なのが設置されているわけですね。私は、医師住宅という名称なんですけれども、これはこんな利息払うのであれば、もう一般会計でこれを買ってですね、例えばそこに看護職員なりを入れてきちっと使用料をいただくとか、あるいは場合によってはですね、市営住宅として一般市民に対して貸し付けをするだとか、そういう方法をとった方がいいのではないかとこう思うんだけど、そういう検討の余地はありませんか。

議長（岡田久俊君） 谷口次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 空き家の関係でございますけれども、この春ですね、院内におきまして、これから医師の確保がなかなか難しいというようなことで、この空き家をどうしていくかというようなことを検討した経過がございます。

1棟4戸につきましては、ここ2～3年入居者がいないというような状況でございますし、裏の1棟6戸につきましても部屋が狭いというようなことで、今空き家になっているわけがあります。

実はこれらにつきましてはですね、先ほどから議員から御指摘がありましたように大蔵省の資金運用部から借入れを行っている建物でございます。それで一部の建物につきましては交付税で元金利息の部分の数%が繰り入れされている状況にもございます。そのようなことで、なかなか一般的に転用してですね、市で買い取るというようなことはなかなか難しいのではないかなということございまして、院内におきましても、今幾らかでも病院の収益にならないかというようなことで、あそこの1棟4戸につきましてはですね、少し中身を改修をして、医療技術職員などについて希望する職員がいれば貸し出しをしていきたいなということを考えているところでございます。

なお、今議員からお話がありましたように、公営住宅とかそういうような転用についてはですね、起債の一括償還あるいはその土地あるいは建物の代金というようなことがあって、なかなか現実的には難しいのではないかというふうに思っているところでございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

認定第2号については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、意見書案第14号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書についてから、意見書案第21号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書についてまで、以上8案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第14号から意見書案第21号までの8案件は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、調査第3号 総務文教常任委員会の行政調査についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） ただいま議題となりました調査第3号 総務文教常任委員会

の行政調査について、その提案理由を御説明申し上げます。

本委員会の所管事務のうち特定事件として、友好都市との交流について、自治基本条例について、中学校選択制について、教育センターについて、総合運動公園について、宿毛文教センターについて及び博物館について、調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第3号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、調査第4号 民生福祉常任委員会の行政調査についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。柿崎由美子議員。

8番（柿崎由美子君）（登壇） ただいま議題となりました調査第4号 民生福祉常任委員会の行政調査について、その提案理由を御説明申し上げます。

本委員会の所管事務のうち特定事件として、環境対策について、環境基本条例について、環境基本計画について、幼保総合施設モデル事業について、地域健康計画について及び健康福祉センターについて、調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第4号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、調査第5号 経済建設常任委員会の行政調査についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） ただいま議題となりました調査第5号 経済建設常任委員会の行政調査について、その提案理由を御説明申し上げます。

本委員会の所管事務のうち、特定事件として、休耕田の活用について、交流拠点施設について、中心市街地活性化の取り組みについて、伊予市TMO構想について及び手づくり交流市場

「町屋」について、調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第5号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、議案第98号 議員の派遣についてを議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第9、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

平成18年12月31日をもって任期満了となります岡 八重子委員を再度人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。

本案については、推薦に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は推薦同意と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第10、議案第99号 士別市教育委員会委員の任命についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第99号 士別市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

平成18年10月28日をもって任期満了となります阿部 昭委員の後任として、馬場千晶氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案同意と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） それでは、ここで、ただいま教育委員会委員に任命同意となりました馬場千晶さんよりごあいさつがございますので、御聴取願います。

登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

馬場千晶さん（登壇） ただいま御紹介をいただきました馬場千晶でございます。

お許しをいただきましたので、一言就任のあいさつを申し上げます。

このたび市長様の御推挙のもと、ただいま議会の御同意を賜り、まことに光栄に存じます。

しかしながら、若輩で経験不足の私にとりまして、その責務の重大さを考えますと、身の引き締まる思いがいたしております。

士別市の教育行政を勉強いたし、力不足ではございますが、皆様の御期待に少しでも沿えまそう誠心誠意努めてまいり所存でございます。

市長様初め、御臨席の皆様方の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成18年第3回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時45分閉会）